

平成20年12月10日  
特 許 庁

## 平成20年度模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの実施について ～模倣品、「だから、買わない」の消費者意識を向上させます～

特許庁では、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」消費者意識を醸成するべく、平成20年12月11日から、知的財産戦略本部をはじめ関係省庁の協力のもと、テレビCM、ポスター、特設ホームページ（HP）等様々な広報媒体を用いた啓発活動「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施します。

### 1. 目的

今年10月に実施された内閣府世論調査によれば、国民の約半数が模倣品の購入を容認する結果となっており、消費者の意識向上を図るための啓発活動が依然必要となっています。

そこで、本年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、インターネットを利用した模倣品・海賊版の流通が増加傾向にあることから、インターネットショッピングによる模倣品購入を事例として取り上げ、気軽に手軽に遊び感覚で模倣品・海賊版の購入してしまう消費者に向けて、模倣品が「組織犯罪の資金源」となっている事に加え、「品物が届いてみたら全く違う粗悪品だった」、「個人情報流出などのおそれ」など模倣品購入者自身も思わぬトラブルに巻き込まれるおそれがあるという明確な警告を与え、「だから私は買わない」という意識を促すよう、テレビCM、ポスター、特設ホームページ（HP）等を通じてメッセージを伝えていきます。

### 2. 実施概要

#### (1) テレビCM

関東、近畿、中部、北海道、東北、中国、四国、九州、沖縄の9地域で、12月11日（木）から2週間、15秒のスポットCMを放映します。「ニセモノのブランド品を売っているのはホンモノの犯罪者です。」をテーマとして、消費者に警戒心を促し、模倣品の購入をしないよう呼びかけていきます。

#### (2) 広告ポスター掲出

全国の官公庁、関係団体、関係機関等にポスターを掲示します。

#### (3) キャンペーン特設WEBサイト開設

本キャンペーンの公式WEBサイトとして、インターネットでの模倣品・海賊版トラブルの現状や消費者が購入する際の気をつけるポイントなどの情報を掲載するWEBサイト（[www.not-buy.com](http://www.not-buy.com)）を開設します。

開設期間：12月11日（木）～平成21年3月31日（火）

(4) インターネットバナー広告

Yahoo!、MSN、BIGLOBE、OCN、オークファンの各オークションページにおいて、本キャンペーン広告を掲載します。

掲載期間：12月11日(木)～平成21年1月31日(土)

(5) 公共交通機関広告

JR東日本の山手線・中央線・京浜東北線の交通広告の中で、注目率の高い映像メディア「トレインチャンネル」(電車内ドア上ビジョン)にて15秒のCMを放送します。また、JR新宿駅、渋谷駅に設置されているモニター「ステーションチャンネル」でも15秒のCMを放送します。

掲載期間：12月22日(月)～12月28日(日)

(6) 劇場広告

ブランド品の購入傾向が性別・世代別の中で最も多いと言われる「若年女性」が主要顧客であるルミネ the よしもと(新宿)において、劇場内CM放送及びチラシ配布を行います。

掲載期間：12月11日(木)～平成21年2月10日(火)

<平成20年度キャンペーンポスター>



(お問い合わせ先)

特許庁総務部国際課長 小柳 正之

担当者：猪俣補佐、佐伯

電話：03-3581-1101(内線 2565)

03-3503-4698(直通)